

山梨県立スタートアップ支援センター無線 LAN 環境整備工事に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 167 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 26 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

山梨県立スタートアップ支援センター無線 LAN 環境整備工事 一式

(2) 内容等

仕様書で定める内容等であること。

(3) 履行期間

本事業の委託契約の日から令和 7 年 10 月 31 日まで

(4) 履行場所

山梨県甲府市川田町 5-17

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 同種工事（庁舎内の光ケーブル配線又は UTP ケーブル配線等（ネットワーク機器設置含む））の施工実績がある者であること。

(4) 山梨県における建設工事の競争入札参加資格（電気通信）の認定を受けている者であ

ること。

- (5) 契約者または委託者が、一般社団法人無線認証連携協会の参加事業者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県産業政策部 スタートアップ・経営支援課 スタートアップ支援担当

電話番号 055-223-1544 (直通)

メールアドレス startup@pref.yamanashi.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和7年8月26日(火)から同年9月1日(月)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。また、電子メールによる交付を希望する場合は、令和7年9月1日(月)午後1時までに電子メールにて3(1)に掲げるメールアドレス宛に入札説明書交付を希望する旨、連絡先(電話番号、ファックス番号)、法人名、担当部署、及び担当者名を受領したいメールアドレスから送信し、必ず電話でメールの着信を確認すること。

- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

令和7年8月26日(火)から同年9月5日(金)午後5時までに必着で3の(1)の場所に持参又は郵送で提出する。持参の場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、令和7年9月5日(金)午後5時までに必着で提出すること。なお、書留郵便とすること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年9月11日(木)午後14時から

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

県庁別館3階 産業政策部会議室

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札の無効

2の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のい

いずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金

免除（規則第108条の2第2号の規定による。）

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 違約金の有無

有

(4) 最低制限価格

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 前金払

有

(7) その他

落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

その他、詳細は、入札説明書による。